

非常勤理事及び評議員の報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁材料研究所（以下「本法人」という。）の定款第16条第1項、第18条及び第31条第1項並びに役員及び評議員の報酬等及び費用規程に基づいて、本法人の非常勤理事及び評議員の報酬の支給の基準を定める。

(会議出席の報酬)

第2条 本法人の会議出席にともなう報酬を支払う場合は、次のとおりとする。

区分	評議員会	理事会	委員として出席する会議	常任理事会・資産運用管理委員会	研究開発事業報告会
評議員	2万円				
非常勤理事	2万円	2万円	2万円	4万円	6万円

(その他の報酬)

第3条 本法人の非常勤理事及び評議員が、本法人の理事長の特別の要請により本法人の運営のために協力したときの報酬は、理事長が決定し、支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員に係るものは評議員会、理事に係るものは理事会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年11月11日理事会承認、同年12月17日評議員会承認）

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。